

『長崎県東京産業支援センター』のご案内

県内の中小企業者に対する販路開拓支援として、首都圏における販路開拓や情報収集等の事業活動のための場を提供するとともに、県内産業に関する情報の発信拠点として、施設を提供するものです。



記

(1) 施設の概要について

①所在地：東京都新宿区四谷1丁目10-2

(JR中央線四ツ谷駅・営団地下鉄丸ノ内線・南北線四ツ谷駅より徒歩3分)

(四谷駅からの所要時間は東京駅へ10分、新宿駅へ5分、渋谷駅へ15分、秋葉原駅へ10分、赤坂駅へ5分、六本木駅へ10分等)

②入居部屋数：38室

③毎月の使用料等について

- ・使用料：1㎡につき2,090円
- ・共益費：1㎡につき360円
- ・電気代については、各室使用分の実費を負担していただきます。

④38 室の内訳

面積	部屋数	毎月の使用料等（電気代を除く）
1 2 m ²	3 室	使用料：2,090 円×12 m ² =25,080 円 共益費： 360 円×12 m ² = 4,320 円 (合計) 29,400 円
1 4 m ²	1 2 室	使用料：2,090 円×14 m ² =29,260 円 共益費： 360 円×14 m ² = 5,040 円 (合計) 34,300 円
1 5 m ²	9 室	使用料：2,090 円×15 m ² =31,350 円 共益費： 360 円×15 m ² = 5,400 円 (合計) 36,750 円
1 6 m ²	1 0 室	使用料：2,090 円×16 m ² =33,440 円 共益費： 360 円×16 m ² = 5,760 円 (合計) 39,200 円
3 2 m ²	4 室	使用料：2,090 円×32 m ² =66,880 円 共益費： 360 円×32 m ² =1,1520 円 (合計) 78,400 円

(2) 募集対象：首都圏に営業拠点を持たない県内中小企業で、首都圏において、当該企業の製品、サービス等の販路開拓・拡大、情報収集を行うことを目指す企業です。

(3) 募集期間：部屋の空き状況等に応じて年に2回～3回程度行います。

(4) 入居期間：入居許可日より3年間。但し、県又は指定管理者が審査の上必要と認められた場合は、通年5年を限度に期間を更新することができます。

(5) 審査方法：書類選考の他、入居審査委員によるヒアリングを長崎出島交流会館で実施します。

(6) お問い合わせ先

長崎県東京産業支援センター（指定管理者（株）コンベンションリンクージ）

担当：センター長 山田

〒160-0004 東京都新宿区四谷1丁目10-2

T E L 03-3351-6461

<http://www.secretariat.ne.jp/n-support/index.htm>



・ 14 m²の部屋（北側）



・ 16 m²の部屋（南側）



・ 第1会議室（20～25名用）



・ 第2会議室（6～10名用）



・ 商談ルーム
・ テストキッチン



・ レストラン(慶應3年うどんの『隠れ岩松』)